

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

石垣島（3）宿舎新設建築工事 フジタ・丸憲建設共同企業体

(1) 代表構成員 (株)フジタ 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

00-019796 代表者 奥村 洋治

(土木、建築、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、ほ装工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、解体工事)

(2) 構成員 (株)丸憲 那覇市泉崎1-16-5

47-003954 代表者 末吉 繁政

(土木特A、建築特A、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、ほ装A、しゅんせつ工事、塗装工事、内装仕上工事、水道施設工事、解体工事)

2 指名停止期間

令和5年5月31日 ～ 令和5年6月13日 (2週間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

沖縄防衛局発注の「石垣島（3）宿舎新設建築工事（その1）」の受注者である「石垣島（3）宿舎新設建築工事 フジタ・丸憲建設共同企業体」の監理技術者は、当該工事の施工にあたり、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日に石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第1第8号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 上記7以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内